公益財団法人江東区健康スポーツ公社広告掲載取扱要綱

平成15年 5月16日 江健公発第41号
改正 平成28年 4月 1日 江健公第 8号
改正 令和 2年 9月18日 江健公第266号

（目的）
第１条 この要綱は、公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）が発行する情報紙フィットこうとう（以下「フィットこうとう」という。）、公社ホームページ（以下「ホームページ」という。）及び各施設に設置されたデジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（掲載広告の範囲）
第２条 掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。
(1) 広告媒体等の品位を損なう恐れのあるもの。
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に掲げる営業に該当するもの。
(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝等に関わるもの。
(4) その他、理事長が適当でないと認めるもの。

（広告の募集）
第３条 広告の募集は、フィットこうとう、ホームページ及びデジタルサイネージに広告掲載実績のあった広告主に、別紙１の広告掲載申込書を送付し、年間の広告を募集する。
２ 前項の広告主の申込み状況により、空いている掲載枠があるときは、広報委員が募集活動を行う。
３ その他の申込みについては、掲載枠の空き状況により、随時受付けし掲載する。

（広告の大きさ及び掲載料等）
第４条 広告の大きさ及び掲載料は、次のとおりとする。
「フィットこうとう」
（１）大きさ １枠 縦枠 ８７㎜×４８㎜ 横枠 ９８㎜×４２㎜
（２）掲載料 別紙２のとおり
「ホームページ」
（１）大きさ １枠 天地６０ピクセル×左右２３４ピクセル（固定）２０KB以内

（２）掲載料　別紙３のとおり

「デジタルサイネージ」

（１）大きさ　１枠　Ａ４横型サイズ　５０Ｍ以内　放映時間　１５秒

（２）掲載料　別紙４のとおり

２　掲載位置については、フィットこうとうに掲載する広告（以下「フィットこうとう広告」という。）及びホームページに掲載する広告（以下「バナー広告」という。）は、申込み時の広告主の希望に沿って決める。ただし、希望の位置に掲載できない場合は、広告主の了承を得た上で、他の位置に掲載する。デジタルサイネージに掲載する広告（以下「デジタルサイネージ広告」という。）は、掲載する施設を指定して放映する。

（版下原稿の作成）

第５条　フィットこうとう広告主より版下作成の要望があった場合は、原案を提出してもらい、公社の負担で作成する。バナー広告及びデジタルサイネージ広告については、広告主負担により原稿データ（ＣＤ-ＲＯＭ等）を公社へ提出する。

（広告の校正）

第６条　公社は、必要に応じ広告主に校正を依頼する。

（広告掲載料の支払い）

第７条　広告主は、フィットこうとう発行日、バナー広告掲載日、デジタルサイネージ広告掲載決定日から３０日以内に広告掲載料を支払わなければならない。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１５年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。